

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第十九号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年佐賀県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章の規定の実施のための手続その他その施行」を「の施行」に改める。

第二条第一項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「事務所」の下に「及びその他の事務所」を加え、同条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

4 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第二十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。

第二条を次のように改める。

（社員総会の議事録）

第二条 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を書面又は法第十四条の九第一項に規定する電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合において作成する前項の議事録には、規則で定める事項を記載しなければならぬ。

第三条の次に次の一条を加える。

（定款の変更の認証申請等）

第三条の二 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 定款変更の内容及びその理由

2 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

第四条中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に改め、「提出は」の下に「規則で定めるところにより」を加える。

第五条の見出し中「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同条中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第六条第一項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「事務所」の下に「及びその他の事務所」を加える。

第七条を次のように改める。

(認定の申請)

第七条 法第四十四条第一項の規定により同項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

第十条を第十七条とする。

第九条第一項中「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」に、「主務省令」を「条例」に、「第二十八条第一項及び」を「(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十八条第一項及び第二項」に改め、「第三十五条第一項」の下に「、第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十二条第五項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二項中「電子文書法」を「法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法」に、「主務省令」を「条例」に、「及び第三十五条第一項」を「、第三十五条第一項及び第五十四条第二項から第四項まで」に改め、同条第三項中「電子文書法」を「法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法」に、「主務省令」を「条例」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第二項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十二条第五項において準用する場合を含む。))並びに第五十一条第四項及び第五十四条第五項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第十六条とする。

第八条中「第四十四条の二」を「第七十四条」に、「から第六条まで」を「から第五条まで」に改め、同条を第十五条とし、第七条の次に次の七条を加

える。

(認定の有効期間の更新申請)

第八条 法第五十一条第二項の規定により有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更に関する書類の提出)

第九条 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定める提出書により行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第十条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行った場合にあつては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあつては事前に(災害に対する援助その他緊急を要するため事前の作成が困難なときは、当該送金又は金銭の持出しを行った後遅滞なく)、行わなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧又は謄写)

第十一条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写については、第五条の規定を準用する。

(仮認定の申請)

第十二条 法第五十八条第一項の規定により同項の仮認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第十三条 第九条から第十一条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第九条中「第五十二条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十二条第二項」と、第十条第一項中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十五条第一項」と、第十条第二項中「第五十五条第二項」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十五条第二項」と、第十一条中「第五十六条」とあるのは「第六十二条において準用する法第五十六条」と読み替えるものとする。

(合併の認定申請)

第十四条 法第六十三条第一項の規定により同項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の規定により同項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、それぞれの認定に係る申請書を、規則で定めるところにより、第六条第一項の規定による申請書の提出と併せて、知事に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)の施行に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p> <p>三 略</p> <p>2 法第十条第一項第二号八に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)第二章の規定の実施のための<u>手続その他の施行に</u>関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設立の認証申請)</p> <p>第二条 法第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 略</p> <p>2 法第十条第一項第二号八に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該役員が住民基本台帳法の適用を受けない者であり、かつ、外国人登録法(昭和二十七年法律百二十五号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては区)の長が発給する文書</p> <p>三 当該役員が前二号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は</p>

改正後	改正前
<p>所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 略</p> <p>4 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものであって、内容の同一性を失わない範囲のものとする。</p> <p>（社員総会の議事録）</p> <p>第三条 特定非営利活動法人は、社員総会の議事録を書面又は法第十四条の九第一項に規定する電磁的記録をもって作成しなければならない。</p> <p>2 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があつたものとみなされた場合において作成する前項の議事録には、規則で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>（定款の変更の認証申請等）</p> <p>第三条の二 法第二十五条第三項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名</p> <p>二 定款変更の内容及びその理由</p> <p>2 特定非営利活動法人は、法第二十五条第六項に規定する定款の変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>居所を証する権限のある官公署が発給する文書</p> <p>3 略</p> <p>（電磁的方法による表決）</p> <p>第三条 法第十四条の七第三項に規定する電磁的方法により表決をする場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて規則で定めるものにより行わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第四条 法第二十九条の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。</p> <p>(事業報告書等の閲覧又は謄写)</p> <p>第五条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p>第六条 法第三十四条第三項に規定する合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所及びその他の事務所の所在地</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>(認定の申請)</p> <p>第七条 法第四十四条第一項の規定により同項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(認定の有効期間の更新申請)</p> <p>第八条 法第五十一条第二項の規定により有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより</p>	<p>(事業報告書等の提出)</p> <p>第四条 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。</p> <p>(事業報告書等の閲覧)</p> <p>第五条 法第二十九条第二項の規定による閲覧は、規則で定める場所において行うものとする。</p> <p>(合併の認証申請)</p> <p>第六条 法第三十四条第三項に規定する合併の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併により設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地</p> <p>三 略</p> <p>2 略</p> <p>(情報の提供を受けた書類の写しの閲覧)</p> <p>第七条 法第四十四条第三項の規定による閲覧については、第五条の規定を準用する。</p>

改正後	改正前
<p>り、申請書を知事に提出しなければならない。 い。</p> <p>(認定特定非営利活動法人の定款の変更に 関する書類の提出)</p> <p>第九条 法第五十二条第二項の規定による書 類の提出は、規則で定める提出書により行 わなければならない。</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第十条 法第五十五条第一項の規定による書 類の提出は、規則で定めるところにより、 毎事業年度初めの三月以内に行わなければ ならない。</p> <p>2 法第五十五条第二項の規定による書類の 提出は、規則で定めるところにより、助成 金の支給を行った場合にあつては遅滞なく、 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合 にあつては事前に(災害に対する援助その 他緊急を要するため事前の作成が困難なと きは、当該送金又は金銭の持出しを行った 後遅滞なく)、行わなければならない。</p> <p>(役員報酬規程等の閲覧又は謄写)</p> <p>第十一条 法第五十六条の規定による閲覧又 は謄写については、第五条の規定を準用す る。</p> <p>(仮認定の申請)</p> <p>第十二条 法第五十八条第一項の規定により 同項の仮認定を受けようとする特定非営利 活動法人は、規則で定めるところにより、 申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(認定特定非営利活動法人に関する規定の</p>	

改正後	改正前
<p>準用)</p> <p>第十三条 第九条から第十一条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第九条中「第五十一条第二項」とあるのは、「第六十二条において準用する法第五十二条第二項」と、第十一条第一項中「第五十五条第一項」とあるのは、「第六十二条において準用する法第五十五条第一項」と、第十五条第一項」と、第十条第二項中「第十五条第二項」とあるのは、「第六十二条において準用する法第五十五条第二項」と、第十一条中「第五十六条」とあるのは、「第六十二条において準用する法第五十六条」と読み替えるものとする。</p> <p>(合併の認定申請)</p> <p>第十四条 法第六十三条第一項の規定により同項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第二項の規定により同項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、それぞれの認定に係る申請書を、規則で定めるところにより、第六条第一項の規定による申請書の提出と併せて、知事に提出しなければならない。</p> <p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第十五条 法第七十四条に規定する手続について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条から第五条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第八条 法第四十四条の二に規定する手続について、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条から第六条までの規定に基づき電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第十六条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。)</p> <p>第三十一条の条例で定める保存は、法第十四条(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第二十八条第一項及び第二項、第三十五条第一項、第五十四条第一項(法第六十二条(法第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十条第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。)</p> <p>の規定による書面の備置きとする。</p> <p>2 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の条例で定める作成は、法第十四条、第二十八条第一項、第三十五条第一項及び第五十四条第二項から第四項までの規定による書面の作成とする。</p> <p>3 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の条例で定める縦覧等は、法第二十八条第三項、第四十五条第一項第五号(法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>並びに第五十二条第四項及び第五十四条第五項(これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。)</p> <p>の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>4 略</p> <p>第十七条 略</p>	<p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第九条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百十九号。以下「電子文書法」という。)</p> <p>第三条第一項の主務省令で定める保存は、法第十四条、第二十八条第一項及び第三十五条第一項の規定による書面の備置きとする。</p> <p>2 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、法第十四条、第二十八条第一項及び第三十五条第一項の規定による書面の作成とする。</p> <p>3 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、法第二十八条第二項の規定による書面の閲覧とする。</p> <p>4 略</p> <p>第十条 略</p>